

## 一類感染症患者入院医療管理料の見直し

骨子【I-1(15)】

### 第1 基本的な考え方

一類感染症患者入院医療管理料では検査や注射薬が入院料に包括されているが、一類感染症の治療法は未知な部分が多いことから、一類感染症患者入院医療管理料の評価については、発生時に必要となった検査、注射等に対応しやすい体系とする。

また、疾患や患者によって治療や隔離期間が異なり、標準的な入院期間の設定が困難であることから、算定できる期間を見直す。

### 第2 具体的な内容

現行の算定日数については、感染症法に規定する入院措置中の期間は算定可能とする変更を行う。

また、検査、点滴注射及び中心静脈注射を包括範囲外とする。

現 行	改定案
<p>【一類感染症患者入院医療管理料】 (1日につき)</p> <p>1 7日以内の期間 9,046点</p> <p>2 8日以上14日以内の期間 7,826点</p> <p>[算定要件]</p> <p>感染症法第6条第13項に規定する特定感染症指定医療機関又は同法第6条第14項に規定する第一種感染症指定医療機関である保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める感染症患者に対して入院</p>	<p>【一類感染症患者入院医療管理料】 (1日につき)</p> <p>1 <u>14日以内の期間</u> 9,046点</p> <p>2 <u>15日以上</u>の期間 7,826点</p> <p>[算定要件]</p> <p>感染症法第6条第13項に規定する特定感染症指定医療機関又は同法第6条第14項に規定する第一種感染症指定医療機関である保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める感染症患者に対して入院</p>

医療管理が行われた場合に、14日を  
限度として算定する。

[包括範囲]

第 1 章基本診療料並びに第 2 章  
第 3 部検査、第 6 部注射、第 9 部処  
置及び第 13 部病理診断のうち次に  
掲げるものは、一類感染症患者入院  
医療管理料に含まれるものとする。

- イ 入院基本料
- ロ 入院基本料等加算（一部を除く。）
- ハ 第 2 章第 3 部の各区分の検査（一部を除く）
- ニ 点滴注射
- ホ 中心静脈注射
- ヘ 酸素吸入
- ト 留置カテーテル設置
- チ 第13部第 1 節の病理標本作成

医療管理が行われた場合に算定す  
る。なお、同法第19条及び第20条に  
基づく入院に係る期間を超えた場  
合は算定しない。

[包括範囲]

第 1 章基本診療料並びに第 2 章  
第 9 部処置及び第 13 部病理診断の  
うち次に掲げるものは、一類感染症  
患者入院医療管理料に含まれるも  
のとする。

- イ 入院基本料
- ロ 入院基本料等加算（一部を除く。）  
（削除）
- （削除）
- （削除）
- ハ 酸素吸入
- ニ 留置カテーテル設置
- ホ 第13部第 1 節の病理標本作成